

市第3号議案

公立大学法人横浜市立大学に係る地方独立行政法人法第44条第1項に規定する重要な財産を定める条例の一部改正

公立大学法人横浜市立大学に係る地方独立行政法人法第44条第1項に規定する重要な財産を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年5月17日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

公立大学法人横浜市立大学に係る地方独立行政法人法第44条第1項に規定する重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

公立大学法人横浜市立大学に係る地方独立行政法人法第44条第1項に規定する重要な財産を定める条例（平成17年2月横浜市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「20,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の公立大学法人横浜市立大学に係る地方独立行政法人法第44条第1項に規定する重要な財産を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後に譲渡し、又は担保に供する

土地について適用し、同日前に譲渡し、又は担保に供した土地については、なお従前の例による。

提 案 理 由

公立大学法人横浜市立大学が譲渡し、又は担保に供しようとするときに、市長があらかじめ議会の議決を経た上でする認可を必要とする土地の面積を引き下げるため、公立大学法人横浜市立大学に係る地方独立行政法人法第44条第1項に規定する重要な財産を定める条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

公立大学法人横浜市立大学に係る地方独立行政法人法第
44条第1項に規定する重要な財産を定める条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段 改正案}}{\text{下段 現 行}}$ ）

（重要な財産）

第2条 公立大学法人横浜市立大学が譲渡し、又は担保に供しようとするときに、市長があらかじめ議会の議決を経た上でする認可を必要とする重要な財産は、予定価格 100,000,000 円以上の不動産（土地については、その面積が1件 $\frac{10,000 \text{ 平方メートル}}{20,000 \text{ 平方メートル}}$ 以上のものに限る。）又は動産とする。